

「第3のふるさと・天栄ファンクラブ」制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天栄村に生まれながらも現在は離れた場所に暮らす人、ゆかりのある人、天栄村に愛着のある人、または天栄村と関わりあいを持ちたい人々とのつながりを深め、交流促進につなげることを目的として、第3のふるさと・天栄ファンクラブ(以下「天栄ファンクラブ」という。)の登録に関して必要なことを定めるものとする。

(登録資格)

第2条 登録できる者は、主旨を理解し、天栄村に関心又は愛着のある村外在住者とし、年齢、性別及び国籍は問わない。

(登録申請)

第3条 登録を希望する者は、第3のふるさと・天栄ファンクラブ登録申請書(様式第1号)を村長に提出するものとする。また、ホームページの申し込みフォームからの申請も可能とする。

2 村長は、前項の申請内容を審査のうえ、登録を承認した者に第3のふるさと・天栄ファンクラブカード(様式第2号。以下「天栄ファンクラブカード」という。)を交付するものとする。

3 天栄ファンクラブカードの有効期間は、3年間とし、登録継続を希望する場合は、第3のふるさと・天栄ファンクラブ会員登録更新申請書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(変更等)

第4条 天栄ファンクラブ会員が、登録内容に変更が生じたとき又は登録の抹消を希望するときは、第3のふるさと・天栄ファンクラブ会員登録変更抹消申請書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 村及び村民の信頼を損なう行為があると認められるとき。
- (2) 第3条第3項に規定する登録継続の意向確認ができないとき。
- (3) その他村長が特に不相当と認めたとき。

(費用負担)

第4条 天栄ファンクラブの登録に係る費用及び天栄ファンクラブカードの交付に係る費用は、無料とする。

(天栄ファンクラブ会員に期待すること)

第5条 天栄村は、天栄ファンクラブ会員に次のことを期待します。

- (1) 天栄村を心のふるさととして愛し続けていただくこと。
- (2) 天栄村に興味・関心を持ち続けていただくこと。
- (3) 天栄村の魅力を広報していただくこと。
- (4) 天栄村とのつながりを大事にいただくこと。
- (5) 天栄村の発展に関するアドバイスをいただくこと。
- (6) 天栄村を訪れていただくこと。
- (7) 天栄村の魅力向上に対する支援をいただくこと。

(村の役割)

第6条 天栄村は、天栄ファンクラブ会員として登録した者のために次のことを行う。

- (1) 天栄村に関する情報の提供
- (2) 天栄ファンクラブの特典・サービスの提供
- (3) 天栄ファンクラブ会員からの意見に対する適切な対応
- (4) その他天栄ファンクラブに関する業務

(個人情報の保護)

第7条 村は、天栄村個人情報保護条例(平成28年3月8日天栄村条例第3号)の規定に基づき、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 村は、登録申請書を厳正に保管するとともに、申請書に含まれる個人情報を、天栄ファンクラブに関する業務以外の目的で使用してはならない。

3 村は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、天栄ファンクラブの登録に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。